



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社タカキタ
代表者名 代表取締役社長 松 本 充 生
(コード番号6325 東証・名証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 沖 篤 義
(TEL : 0595-63-3111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 70 回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって、中間配当ができる旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
(剰余金の配当の基準日) 第 3 7 条 当会社 <u>の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</u>	(剰余金の配当) 第 3 7 条 当会社は、 <u>株主総会の決議によって、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</u>
<u>②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	<u>②当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当を行うことができる。</u>

<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p><u>②未払いの配当金には、利息をつけない。</u></p>
--	---

3. 今後の予定

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日

以 上